

居宅介護支援 重要事項説明書

《 平成 28 年 6 月 1 日現在 》

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号

0 2 4 - 9 5 2 - 6 4 1 4

F A X 0 2 4 - 9 6 2 - 1 7 1 2

担当 林 由美子 田中 忍

※ご不明な点は、お気軽におたずねください。

2. 居宅介護支援事業所星ヶ丘の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号および提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所星ヶ丘
事業所の所在地	福島県郡山市片平町字北三天 7
介護保険指定番号	居宅介護支援（福島県 0770300168 号）
サービスを提供する地域	郡山市内全域

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1 名		事業所の職員・業務の管理
介護支援専門員	2 名 (兼務・専従)		居宅介護支援業務

(3) 営業時間

◎月～土曜日 午前 8 時 4 5 分～午後 5 時 1 5 分

(但、木曜日は午前 8 時 4 5 分～午後 1 2 時 3 0 分)

◎休 業 日 日曜日、祝日、第 3 木曜日、

1 2 / 3 1 ~ 1 / 3

当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方針

- ・ 利用者の特性と能力に応じ自立した生活ができるよう
居宅サービス計画を作成します。
- ・ 利用者の選択を尊重し利用者本位のサービス提供を心がけます
- ・ 十分な説明と同意に基づいたサービス提供を心がけます
- ・ 中立公正なサービス提供に努めます
- ・ さまざまなニーズに応じ総合的なサービスが提供できるよう
関係機関との綿密な連携を図ります

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ・ 居宅サービス計画にあたっての訪問、状況把握
- ・ 居宅サービス計画の作成、説明、同意、交付、モニタリング
- ・ 給付管理業務
- ・ サービス担当者会議の開催、連絡調整
- ・ 認定申請の援助
- ・ 介護保険施設等の紹介

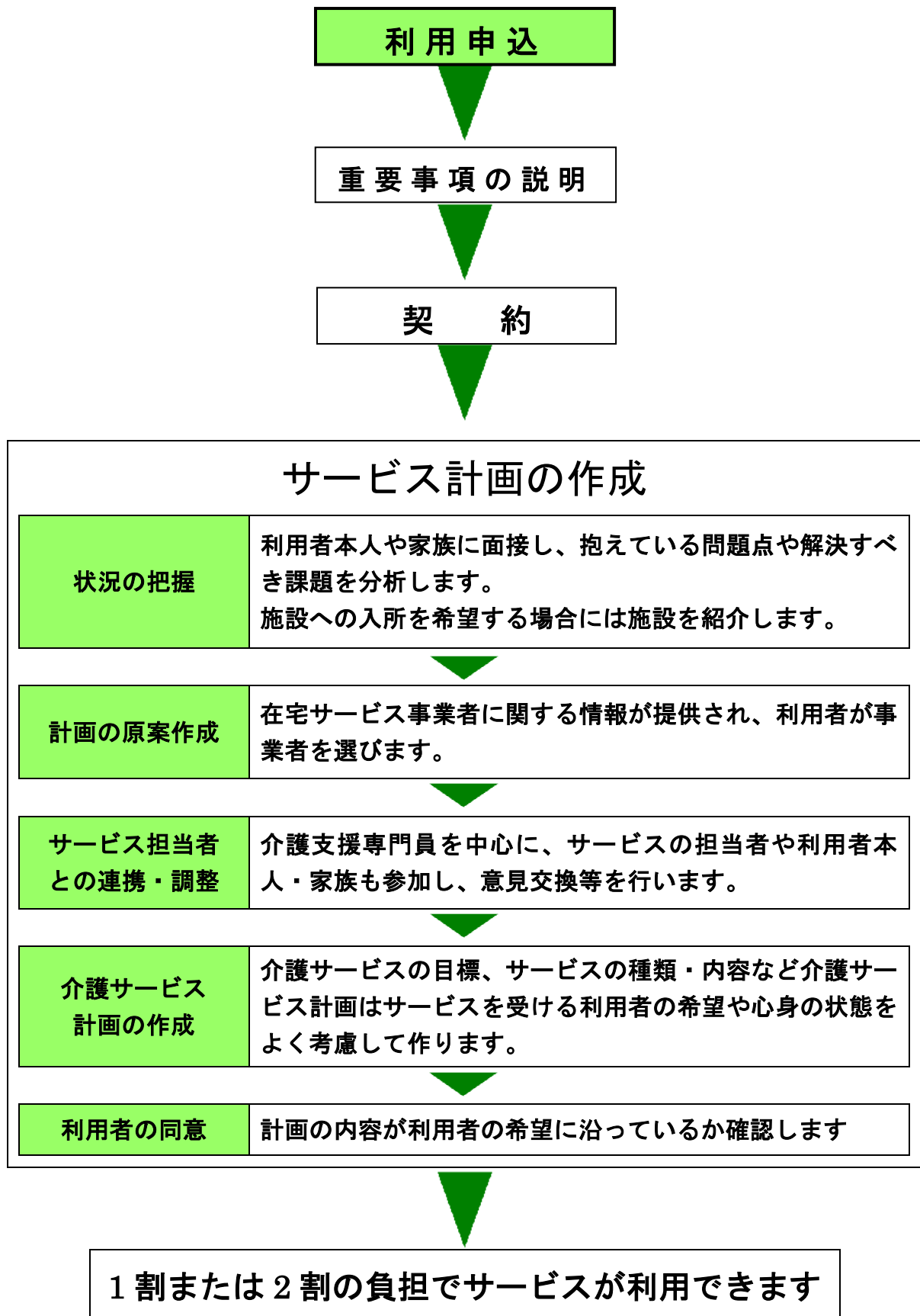
当財団法人の概要

- | | | | |
|--------|----------------------|--------|-------------|
| ●法人名 | 公益財団法人 星総合病院 | ●理事長 | 星 北斗 |
| ●法人所在地 | 福島県郡山市向河原町 159 番 1 号 | | |
| ●電話番号 | (024) 983-5511 | ●設立年月日 | 昭和 43 年 4 月 |

※定款の目的に定めた介護保険関連事業

介護老人保健施設・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



利用料金

(1) 基本利用料			
利用者		要介護1、2	要介護3～5
保険料の	なし	保険から 全額給付	保険から 全額給付
滞納等	あり	10,420円	13,530円

上記のいずれかの認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。ただし、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて上記の金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、市町村（保険者）の窓口に出しますと、全額払戻しを受けられます。

(2) 加算料金
<p>初回加算</p> <p>適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合）</p> <p style="text-align: right;">3,000円</p>
<p>入院時情報連携加算Ⅰ</p> <p>病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、訪問し利用者に関する必要な情報を提供した場合</p> <p style="text-align: right;">2,000円</p>
<p>入院時情報連携加算Ⅱ</p> <p>病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、Ⅰ以外の方法により利用者に関する必要な情報を提供した場合</p> <p style="text-align: right;">1,000円</p>
<p>退院・退所加算</p> <p>病院若しくは診療所に入院又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成した場合</p> <p style="text-align: right;">3,000円</p>

小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

利用者が居宅サービスから小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行う事により、小規模多機能型居宅介護における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合

3,000円

看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

利用者が居宅サービスから看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行う事により、看護小規模多機能型居宅介護における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合

3,000円

緊急時等居宅カンファレンス加算

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

3,000円

※上記の料金については介護保険制度から全額給付されます。ただし、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合は基本料金と一緒にいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、市町村（保険者）の窓口へ提出しますと、全額払戻しを受けられます。

(3) 交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方の交通費はいただきません。

(4) 解約料

利用者は契約を解約することができ、解約料はいただきません。

サービスの利用方法

サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。

当事業所職員がお伺いたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

サービスの終了

- ① 利用者のご都合 ⇒ 文書でお申し出下さればいつでも解約できます。
- ② 当事業所の都合 ⇒ 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。
- ③ 自動終了 ⇒ (ア) 利用者が介護保険施設に入所した場合
次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します
(イ) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援1、要支援2と認定された場合
(ウ) 利用者がお亡くなりになった場合
- ④ 利用者やご家族の背信行為 ⇒ 利用者やご家族などが当事業所または介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

緊急時の対応について

(契約書第13条) 参照

訪問中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医、または歯科医、家族等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

個人情報の保護について

(契約書第14条) 参照

1. 事業所は、利用者及び家族の個人情報の管理について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を守って適切な取り扱いを行います。
2. 事業者が知り得た利用者及び家族の個人情報については、原則的にサービス調整等の目的以外には利用しません。
3. 外部への情報提供については必要に応じて利用者及び家族又はその代理人の了承を得ます。

秘密保持について

(契約書第15条) 参照

1. 事業者の介護支援専門員および事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス提供者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
3. 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス提供者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

事故発生時の対応について

(契約書第17条) 参照

1. 事故が発生した場合は、利用者に対し、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに家族等及び関係諸機関に事故発生状況及び今後の対応等について報告いたします。
2. 事故等により要介護認定に影響する可能性のある場合には市町村（保険者）に事故の概要を報告いたします。

3. 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
4. 事業者は、自己の責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。
- ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が生じた場合。
- ②契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が生じた場合。
- ③契約者が急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
- ④契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

サービス内容に関する苦情 (契約書 第16条) 参照

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 星ヶ丘病院総合相談地域連携室 阿部 和紀
(または事務長 石川 元久)

電話番号 024-952-6411

⇒ 受付時間 月～土 9:00～17:00
木曜日 9:00～12:00
※第3木曜日は、休日となっております。

当事業所以外に、市町村等の窓口にご相談したり苦情を伝えることができます。

●郡山市介護保険課 電話番号 024-924-3021

●福島県国民健康保健団体連合会 苦情担当

電話番号 024-528-0040

●福島県運営適正化委員会 電話番号 024-523-2943

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して本書面に
基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 福島県郡山市片平町字北三天7

名 称 居宅介護支援事業所星ヶ丘

説明者 _____

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての
重要事項の説明を受けました。

平成 年 月 日

利用申込者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

家族（代理人） 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____